

循環型社会の構築のための施策

1 廃棄物の発生抑制・再使用の推進

1 発生抑制・再使用 担当係 総務係・廃棄物対策係・資源循環推進係

(1) 循環型社会の構築に向けた教育の推進

廃棄物の発生抑制や正しい排出方法など、循環型社会づくりについて関心を持ち、各自の責任と役割を理解してもらい、廃棄物の減量化・リサイクル等の具体的な行動に導くことが重要なことから、学校・家庭等での環境学習等の積極的な推進の継続に努めます。

○取組状況

「ごみ減量・リサイクル標語」コンクールについては、学校と連携し、環境教育の動機付けとして、市内小学校 18 校の 4 年生を対象に実施しました。

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
応募人数	797	769	829

環境センターの施設見学については、環境教育の動機付けやごみ処理に関する理解や意識の啓発を図ることを目的として、学校をはじめとする各種団体を対象に施設見学を積極的に受け入れましたが、令和 6 年度からの道央廃棄物処理組合焼却施設の稼働に伴い、環境センター焼却処理場の稼働を終了したことから、小学生をはじめとする見学者は、新施設を見学した方が多くなったため、本センターへの見学者は減少しました。

なお、6 年度の特徴として、インバウンドの影響により、海外（タイ）からの施設見学や視察が 3 件ありました。

【千歳市環境センター 年間施設見学者実績】

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
人数	840	780	713

広報ちとせのコラム・特集記事及び市ホームページなどを活用して、循環型社会の構築に係る情報発信や、ごみ処理の状況、排出方法に係る情報提供を行いました。

令和 6 年 4 月から、ごみの分別区分が一部変更したことに伴い、次のとおり周知・啓発活動を行いました。

- ・ 出前講座の実施（7 講座：155 名参加）
- ・ 市役所市民ホール、市役所第 2 庁舎のデジタルサイネージ、イオン千歳店の情報コーナー、市立千歳市民病院のモニターなどを活用した啓発
- ・ 市民カレンダーの折り込みによる「令和 7 年度版クリーンシティ千歳」の配布、環境センター計量所でのチラシ配布、市ホームページでの周知 など

※「家庭ごみ分別の手引き～令和 6 年 4 月家庭用保存版～」については、令和 5 年 12 月頃に広報ちとせの折り込みなどにより全戸配布実施済み

1 発生抑制・再使用

担当係 廃棄物対策係

(2) 家庭ごみの有料収集

適正な処理費用の確保に当たり、安定したごみ袋の供給や保管配送システムの維持に努めることとし、処理手数料は、家庭廃棄物の排出状況及び廃棄物処理費用の推移等を勘案しながら、基本的に計画の中間年次及び目標年次において見直ししていきます。

○取組状況

循環型社会の形成に向け、ごみの減量化とリサイクルの推進や費用負担の公平性と適正処理費用の確保を目的として、平成18年5月から家庭ごみの有料化(家庭廃棄物処理手数料の徴収)を実施しており、安定した指定ごみ袋の供給や保管配送システムの管理運用を適正に行いました。

家庭廃棄物処理手数料については、市民の理解が得られる料金であること、近隣市の状況などを勘案し、ごみ処理原価の1/3程度を排出者負担として定めており、有料化実施以降、一般廃棄物基本計画に基づき5年ごとの見直し検討は行っておりますが、これまで手数料改定は行っておりません。

1 発生抑制・再使用

担当係 資源循環推進係

(3) 生ごみの堆肥化・減量化の推進

平成27年度から令和元年度の分別排出調査では、燃やせるごみに生ごみ(厨芥)が38.5%含まれており、年間の燃やせるごみのうち、生ごみは約5,200t/年と推定されます。このことから、家庭から排出される生ごみの堆肥化推進と市民の廃棄物減量意識の向上のため、生ごみ処理機及びコンポスト等の購入費助成と、各家庭で容易に取り組める段ボール箱を利用した生ごみ堆肥化セットの普及を推進していきます。

○取組状況

令和3年度から令和6年度の分別排出調査(令和4年度は中止)では、燃やせるごみに生ごみ(厨芥)が36.4%含まれており、年間の燃やせるごみのうち、生ごみは約5,037t/年と推定されることから生ごみの堆肥化・減量化の推進に向けて継続した取組が必要です。

小学校に配布している「こども環境白書」に「生ごみの堆肥化」の説明を記載しました。

花と緑のフェスタ・リサイクルフェスティバル・ちとせ消費者まつりのほかに、環境センターにおいても、「段ボール生ごみ堆肥化セット」の配布を行いました。また、イベントや広報・ホームページ上で「電動生ごみ処理機等」の購入費助成制度の周知等も行いました。

生ごみ減量の普及啓発として、買い過ぎ、作り過ぎを減らし、残った調理くずは水切りを徹底するなど、生ごみを減らす取組について、ホームページ上で「千歳市ごみ減量アイデア集」等により、周知を行いました。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
段ボール箱生ごみ堆肥化セット	209セット	177セット	206セット
コンポスト等購入助成	55台	27台	25台
電動生ごみ処理機購入助成	13台	19台	18台

(4) ノーレジ袋運動の支援

ノーレジ袋運動は、廃棄物の発生抑制・環境負荷の低減・環境に対する意識の向上などを目的とし、消費者と販売店が一体となって取り組むことができる身近な活動といえます。

千歳市内でノーレジ袋運動に取り組んでいる協定店は、現在7店舗となっていますが、買物袋の持参や、不要なレジ袋をもらわないことを市民に広く啓発するため、ちとせ消費者まつりなどのイベントでのマイバッグの配布や、千歳消費者協会と協働してレジ袋削減に向けた店頭啓発を継続します。

○取組状況

平成20年度から市内6社7店舗、千歳消費者協会及び千歳市の3者で締結した協定に基づき、ちとせ消費者まつりにおいてマイバッグを配布(150個)や、啓発用ポケットティッシュの配布を行ったほか、協定を締結している店舗で、ノーレジ袋の啓発等を行っています。

また、ホームページにおいて協定店のレジ袋辞退率を公表しました。

※ 協定店：スーパーアークス千歳店、イオン北海道、ホクレンショップ、豊月（フードD）、
 ープさっぽろ（向陽台店、パセオすみよし店）、北雄ラッキー

(5) エコ商店認証制度の取組

家庭から出る廃棄物の減量化を図るためには、販売店・小売店の理解、協力が不可欠です。このことから、市では千歳市エコ商店認証制度実施要綱に基づき、地球環境に配慮した再生品やエコマーク商品の積極的な販売や包装の簡素化など、廃棄物減量化・再資源化の推進に取り組んでいる小売店等をエコ商店として認証しています。令和2年4月1日現在、97店舗がエコ商店に認証されており、その取組内容などについて広報紙・ホームページ等で紹介し、再生品やエコマーク商品の購入促進と3Rの推進に努めるとともに、今後もエコ商店の拡大を推進します。

○取組状況

千歳市エコ商店認証制度実施要綱に基づき、小売店と市民のごみ減量意識を高めるため、ごみの減量化・再資源化に取り組んでいる小売店等に対して、エコ商店の認証を行っています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規	0店	0店	3店
取消（閉店）	5店	2店	4店
合計	92店	90店	<u>89店</u>

1 発生抑制・再使用

担当係 資源循環推進係

(6) 再使用の推進

- ① 広報紙・ホームページ等を通じて、長期間使用できる商品(繰り返し使えるもの、耐久性が良いもの、修理が容易なもの)やリペア(修理)サービス、リース及びレンタルサービスの活用など、再使用の推進を普及啓発します。
- ② 公共施設等で取り組んでいる洗い箸等のリユース商品の利用促進を継続するとともに、対象事業所の拡大に努め、市民のリユース商品の活用につながる啓発を推進します。

○取組状況

- ① 広報ちとせ、ホームページを通じて、再使用の推進について市民に周知しました。
- ② 千歳市役所食堂では、平成18年から洗い箸の利用を開始し、取組を継続しています。また、ちとせ環境と緑の財団では、中高生の学生服等のリユース事業を行っています。

1 発生抑制・再使用

担当係 資源循環推進係

(7) 大型ごみの再使用の推進

大型ごみを修理し、リサイクルフェスティバル等で無償提供するなど、資源の有効活用を図り、大型ごみの再使用を推進します。

○取組状況

公益財団法人ちとせ環境と緑の財団が主催し、市が共催する「リサイクルフェスティバル」において大型ごみとして排出された自転車(40台)を修理し、抽選にて市民に提供しました。

2 適正なリサイクルの推進

2 再生利用

担当係 資源循環推進係

(1) 再生利用品の使用の推進

広報紙・ホームページ等を通じて、リサイクルが容易な商品の紹介など、再生利用品の使用推進を普及啓発します。

また、リサイクルフェスティバル・ちとせ消費者まつり等のイベント時に使用済みペットボトルを再生したボールペン等の無料配布、使用済みペットボトルを再生利用したペットボトルの展示を行います。

○取組状況

広報ちとせ、ホームページにおいてリサイクルの推進について啓発活動を継続しています。

リサイクルフェスティバル・ちとせ消費者まつりなどのイベント時に、再生利用品の使用を含む3Rに関する展示・啓発を行っており、令和6年度は、使用済みペットボトルを再生したボールペン等の無料配布、再生紙ポケットティッシュの配布、ペットボトルのリサイクルに関する便利グッズの展示等による啓発などの活動を行いました。

2 再生利用

担当係 資源循環推進係

(2) リサイクル品目の拡大

循環型社会の構築に向け、平成23年10月にはプラスチック製容器包装の分別収集を開始し、平成26年4月からは使用済み小型家電の無料回収を実施しています。

平成30年4月からは集団資源回収により雑がみ及び鉄くずの回収を実施しています。

今後、その他の品目の再資源化の拡大についても検討します。

○取組状況

容器包装リサイクル法における再商品化の対象である「その他紙製容器包装」（紙箱、紙袋、包装紙など）の多くは、燃やせるごみとして排出されていますが、平成30年度からの継続事業として、(公財)ちとせ環境と緑の財団が実施する町内会等の集団資源回収において、古紙類の回収品目の拡大を行い、「雑がみ」として回収しています。

また、金属類についても回収品目の拡大を行い、自転車、金づちなどの工具類など、台所用品以外の金属も「鉄くず」として回収しています。

(3) 資源回収拠点の拡大

現在、コミュニティセンターや総合福祉センター等で、使用済み小型家電や民間資源回収物の回収を実施しています。

今後も、多くの市民が資源を出しやすく、かつ品質の高い資源を効率的に回収できる環境を整備するため、公共施設等での回収のほか、市民が自主的に資源物を持ち込める回収拠点づくりに努めます。

○取組状況

「使用済み小型家電」「家庭用廃食油」「古衣料」「割りばし」「ペットボトルキャップ」については、以下の公共施設にて回収を実施しています。

No	回収場所	小型家電	廃食油	古衣料	割りばし	ペットボトルキャップ
1	東雲会館		○	○	○	
2	北新コミュニティセンター	○	○	○	○	○
3	北信濃コミュニティセンター	○	○	○	○	○
4	富丘コミュニティセンター	○	○	○	○	○
5	鉄東コミュニティセンター	○	○	○	○	○
6	泉沢向陽台コミュニティセンター	○	○	○	○	○
7	祝梅コミュニティセンター	○	○	○	○	○
8	北桜コミュニティセンター	○	○	○	○	○
9	花園コミュニティセンター	○	○	○	○	○
10	北コミュニティセンター	○		○		○
11	中央コミュニティーセンター	○		○		○
12	末広会館		○			
13	農民研修センター	○		○		
14	環境センター	○	○			
15	支笏湖市民センター	○		○		○
16	総合福祉センター	○			○	○
17	千歳社会福祉協議会			○		○
18	千歳市役所（本庁舎・第2庁舎）					○

民間再生事業者が設置している資源回収店舗における回収は次のとおりです。

店舗名	開始年月	営業時間	設置場所
くりりんステーション	平成 23 年 11 月～	9 : 00～16 : 00	(株) クリーン開発 敷地内
リサイクルステーション	令和 6 年 11 月～	9 : 30～20 : 00	DCM 住吉店 敷地内
じゅんかんコンビニ 24	平成 27 年 7 月～	24 時間	北陽・みどり台

(4) 集団資源回収システムの継続

平成 24 年 10 月から、集団資源回収の方式を、還元金方式から奨励金方式に移行した結果、回収に参加する団体の登録数が毎年増加しています。また、回収方法も登録市民協力団体と公益財団法人ちとせ環境と緑の財団に登録している回収業者との契約により、資源物の土曜日・日曜日の回収や戸別回収なども可能になっています。

今後も、公益財団法人ちとせ環境と緑の財団と連携し、事業の安定した運用に努めていきます。

○取組状況

本財団は、現在、資源回収量に応じて報奨金（1 kg 当たり 4 円）を交付することで、地域活動を支援しています。各家庭から排出される資源物を自発的に集め、契約業者に引き渡すリサイクルに、市内の町内会等の団体（令和 6 年度 140 団体）が参加しています。

今後も、財団と連携し、資源回収の安定した運用に努めていきます。

公益財団法人ちとせ環境と緑の財団が実施主体となり、町内会等が参加する集団資源回収事業を継続的に実施しています。

集団資源回収事業に係る経費は、市が補助金として支出しています。

(5) リサイクル取組団体等への支援

割り箸・古衣料・家庭用廃食用油・ペットボトルのキャップ・紙パックなどのリサイクルに取り組んでいる市民団体等と連携し、3Rの推進に向けた活動内容やイベント等を、広報紙・ホームページなどを通じて広く市民に周知し、市民団体等の取組を支援するとともに、市民のリサイクル意識の向上に努めます。

○取組状況

割り箸・古衣料・家庭用廃食用油（植物油）、ペットボトルのキャップなどは、市民団体等（消費者協会、社会福祉協議会、ちとせ環境と緑の財団、愛キャップ市民回収運動実行委員会）がコミュニティセンター等で回収を行っています。

市は、市民団体等への支援として、回収場所の提供や、「クリーンシティちとせ」などで取組の周知を行っています。

(6) 資源の適正分別の推進

平成 23 年 10 月に分別収集を開始したプラスチック製容器包装は、燃やせないごみなどの不純物が多く混入した状態で分別排出されている状況です。また、プラスチック製容器包装や 4 種資源物の、燃やせないごみへの混入も見受けられます。リサイクルのさらなる推進のために、市民に対して資源の適正な分別排出方法の理解と周知の徹底が必要です。

今後、広報紙やインターネット等を活用して、廃棄物の分別排出方法など必要な情報の発信を行い、適正分別排出の徹底を普及啓発していきます。

○取組状況

適正な分別排出方法については、各種イベントにおけるチラシ配布による啓発や広報とせ、ホームページ、市公式 SNS で情報発信しているほか、町内会回覧としてチラシを配布しました。配布した啓発チラシ等は次のとおりです。

年度	文書名	配布数
令和 4 年度	ペットボトル・プラスチック製容器包装の出し方について	2,778 枚
	リチウムイオン電池の出し方について	3,019 枚
	4 種資源物の出し方及び大雪時のごみ収集について	3,047 枚
令和 5 年度	ペットボトルの水平リサイクル	2,911 枚
	今後のプラスチックの分別について	2,995 枚
令和 6 年度	<u>充電式小型家電製品の適切な出し方について</u>	3,013 枚
	プラスチック製容器包装の正しい分別をお願いします。	3,033 枚

3 環境負荷低減と経済性・効率性を考慮した廃棄物処理の推進

3 熱回収

担当係 建設計画係・施設係

(1) 廃熱利用の継続

循環型社会推進基本法では、発生抑制・再使用・再生利用を図った上で、排出される廃棄物のうち、焼却可能なものは、サーマルリサイクルとして熱回収することとしています。

環境センター焼却処理場では、焼却熱を廃熱ボイラーで回収し、構内の給湯・暖房に利用するほか、平成14年度からは下水道の汚泥処理施設へ熱供給を行ってきました。

令和6年度以降は、広域の焼却施設において、廃棄物焼却に伴う熱エネルギーの回収と有効利用を継続し、地球環境に与える負荷の低減を図っていきます。

○取組状況

平成14年度から令和5年度まで、環境センター焼却処理場で発生した蒸気の一部を、隣接する汚泥処理施設（スラッジセンター）の熱源として供給を実施していました。

令和6年度からは、道央廃棄物処理組合焼却施設において、廃棄物の焼却で得た熱エネルギーを回収し、発電することにより、施設内での利用や、売電による収入を得ています。

令和6年度焼却施設発電状況

・発電量及び売電収入

総発電量	施設内消費量	売電量	総売電収入
15,055,030kwh	5,801,430kwh (38.5%)	9,253,600kwh (61.5%)	143,716,246 円

(1) 廃棄物搬入時の指導強化

ア 搬入時の指導強化

廃棄物の適切な分別排出が適正処理につながるため、搬入時に、廃棄物の種類・内容物等の確認作業を強化し、不適物の排除に努めます。

- ① 各処理施設において、適正搬入の指導を継続するとともに、構内巡視の強化や破碎処理場内のダンピングボックスにおける搬入物の展開検査を実施し、分別の徹底を図ります。
- ② 不適正排出は、廃棄物処理の過程において爆発などが発生し、施設の稼働停止につながるケースがあることから、市民・事業者に対し分別の徹底について啓発活動を強化します。
- ③ 不適正排出物が多い事業者については、搬入物の調査により分別状況を把握し、排出事業者に対する適正な分別排出と収集運搬業者に対する適正な搬入の徹底を指導します。

イ マニフェストの適正運用の推進と処理委託契約書の締結の徹底

産業廃棄物は、マニフェスト（産業廃棄物管理票）により発生から埋立処分までの処理過程を一元管理することが義務付けられています。排出事業者及び処理業者においてマニフェストの適正な運用を励行するよう指導します。

○取組状況

ア 搬入時の指導強化

計量所及び各処理施設において、ごみの品目・内容物の確認を行い、不適物の持ち帰りなどの指導を行ったほか、ホームページや収集運搬許可業者の許可更新時などにおいて、法令遵守の徹底を図りました。

また、搬入されたごみの組成調査などにより、適正な分別排出と適正搬入について、啓発・指導を行いました。

イ マニフェストの適正運用の推進

搬入された産業廃棄物について、マニフェストの重要記載事項の内容、排出禁止物の混入、産業廃棄物収集運搬業に係る許可の有無などを確認し、必要に応じて指導を行いました。

(2) 適切な廃棄物処理システムの推進

- ① 燃やせるごみ・燃やせないごみ・プラスチック製容器包装・有害ごみ・4種資源物の収集方式は、経済的で効率的なステーション収集を継続します。
- ② 大型ごみは、戸別収集方式を継続し、市民が分かりやすい統一料金とし、不適正排出の抑制に努めます。
- ③ 大型ごみを自宅前まで搬出することが困難な高齢者や体の不自由な方に対する支援体制として住居内から大型ごみを搬出する「ふれあい収集」を継続し、市民サービスの提供に努めます。
- ④ 家庭廃棄物の収集運搬業務は、収集地域の拡大及び収集量の動向に基づいた車両台数や人員の見直しを行うなど、今後も効率化を推進します。

○取組状況

- ① 燃やせるごみ・燃やせないごみ・プラスチック製容器包装・有害ごみ・4種資源物については、ステーション収集を継続し、経済的・効率的な収集を行っています。
- ② 大型ごみは、収集日（月1回）の2日前までに申込みを受け、戸別収集を行っています。
- ③ 「ふれあい収集」を継続実施し、搬出支援を行っています。
- ④ 家庭ごみの収集運搬業務は、業務委託により効率的かつ安定的に収集を行っています。

(3) 安全で効率的な施設運営の推進

- ① 廃棄物処理施設の運転管理業務については、安全で安心できる施設運営と、専門的知識・民間の技術力を活用する効率的な施設運営及び廃棄物処理費用の抑制を目的とし、平成24年度から、焼却処理場・破碎処理場・最終処分場・リサイクルセンター・計量所の運転管理を一括して民間委託しており、今後も、安全で効率的な施設運営を継続して推進します。
- ② 地球温暖化対策の推進に関する法律など地球温暖化対策関連の法令に基づき、処理施設に課せられる温室効果ガス排出量の規制を遵守します。
- ③ 廃棄物処理施設の機器補修や更新時においては、温室効果ガスの排出量削減を目指した設備・機器の選定に努めます。

○取組状況

焼却処理場については令和6年度以降、広域の焼却施設に移行したことから、広域による焼却施設とそれ以外の施設について、各々安全で効率的な施設運営を継続して推進していきます。

計量所については、令和7年1月に既存の建物を廃止し、破碎処理場内に移転しています。

- ① 施設運転管理を民間委託し、安全かつ効率的な施設の維持管理を継続して行っています。
- ② 各施設周辺の大気・水質を定期測定し、周辺環境の安全を確認するとともに、測定結果は、ホームページ上で公開しており、情報の更新を月1回実施しています。
- ③ 地球温暖化対策の推進に関する法律など地球温暖化対策関連の法律に基づき、各施設における節電対策など、温室ガス排出量削減の取組を継続しています。

(4) 廃棄物処理の広域化

道央廃棄物処理組合が策定した「ごみ処理広域化基本計画」では、焼却施設の基本方針として、本市の現焼却施設の更新時期を踏まえ、令和6年度から広域の焼却施設を稼働する計画としています。

今後は、広域の焼却施設の稼働に向けて、組合を構成している関係市町とともに連携・協力して円滑に事業を推進する必要があります。

その他の中間処理及び最終処分の広域化については、道央廃棄物処理組合及び関係市町と方向性について協議・検討していきます。

○取組状況

道央廃棄物処理組合焼却施設が令和6年4月1日より供用開始しました。

同焼却施設の建設工事は、同年7月の植栽工事を最後に全体工事を完了しました。

管理運営については、令和5年9月に、「道央環境テクノロジー(株)」と令和6年4月1日から令和26年3月31日までを運営期間とする業務委託契約を締結しています。

最終処分場の広域化については、道央廃棄物処理組合及び構成市町との協議において、今後の整備方針を決定しました。その内容については、全ての構成市町が参画可能となる令和16年度を供用開始の目標年度とし、施設規模は補助対象として最長である15年間の容量、本市の搬入対象物は焼却灰を含む全量として、最終処分場の整備について検討を進めることとしました。

(5) 千歳市災害廃棄物処理計画の取組

大規模な地震や水害の発生時には被害が広範囲に及ぶほか、ライフラインの途絶などの社会的影響が考えられると同時に大量の廃棄物の排出が想定される上、交通網が麻痺し、廃棄物を処理する際にも収集運搬・処理を行うことが困難になることが考えられます。

このことから、一般廃棄物の統括的な処理責任のある市と、廃棄物処理事業者が、緊急事態が発生した場合でも、その処理が継続できるように、国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、平成28年5月に策定した「千歳市災害廃棄物処理計画」に則り、災害で発生した廃棄物処理を円滑に行えるよう取り組みます。

○取組状況

災害発生時に迅速な廃棄物処理を行えるよう、平成28年5月に「千歳市災害廃棄物処理計画」を策定しましたが、平成30年3月に「北海道災害廃棄物処理計画」が策定され、令和7年3月には災害廃棄物の最大発生量や仮置場必要面積が市町村別で公表されるなど更新されたため、整合性を図る必要が出てきていることから、令和8年度内の更新に向け作業を進めます。

(6) ごみステーションの適正管理

ア ごみステーションの管理

ごみステーションへの不適正排出に対し、町内会等の協力を得て、適正管理による排出環境及び公衆衛生の向上に努めます。

- ① ごみステーション設置要領に基づき、適正配置及び管理責任の明確化を図り、清潔で安全かつ適正な管理ができるよう、町内会等との協力による管理体制を強化していきます。
- ② 適正ごみ処理推進員と連携し、排出方法の周知・指導を徹底します。

イ 集合住宅の廃棄物保管場所の設置要請

平成5年4月以降に建設された6戸以上の共同住宅には、家庭廃棄物保管場所の設置義務があります。5戸以下及び平成5年3月以前に建設された共同住宅についても、管理会社・所有者に対する専用ごみボックスの設置要請を継続し、排出環境の整備と公衆衛生の向上を図ります。

○取組状況

ア ごみステーションの管理

千歳市ごみステーション設置等に関する要領に基づき、町内会や共同住宅管理会社等に対して、適正なごみステーションの管理を要請するとともに、排出状況の悪いごみステーションについては、清掃指導員による日常的なパトロールや千歳市適正ごみ処理推進員による調査・啓発のほか、町内会や共同住宅管理会社等とも連携を図り、注意喚起看板の設置や啓発チラシの配布など、排出方法の周知・指導を行っています。

イ 集合住宅の廃棄物保管場所の設置要請

専用ごみボックスが未設置の共同住宅については、共同住宅の所有者・管理会社等に対し、設置要請を行っています。

(7) 不法投棄への対応強化

不法投棄及び不適正排出の防止・抑制を図るため、次の施策を継続して推進します。

- ① 適正ごみ処理推進員や町内会との連携を強化して、迅速な対応に努めるとともに、不適正排出者に対する適正排出方法の周知については、戸別訪問・指導を実施します。
- ② 転入者に対しては、転入手続き時、又は管理会社等を通じて「千歳市ごみ分別の手引き」・「クリーンシティちとせ」等の配布を行い、適正排出方法の周知を継続するとともに、これらの資料を公共施設等に配置して、市民周知を図ります。
- ③ 不法投棄及び不適正排出の多い地区を重点的に巡視するとともに、不法投棄専用電話、不法投棄防止看板及びのぼりの設置、北海道警察との連携などにより、不法投棄の防止・摘発に努めます。
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、不法投棄に対して、個人では5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、法人では3億円以下の罰金となっています。市においても改善及び措置命令等に従わない悪質な事案については、氏名の公表などを行うとともに、広報紙・ホームページ等により、不法投棄は犯罪であることの周知を図ります。
- ⑤ 市内部の関係部署をはじめとして、国土交通省北海道開発局、森林管理署、北海道石狩振興局、空知総合振興局札幌建設管理部、北海道警察、タクシー会社、配送会社等との連携を強化し、不法投棄の防止と抑制を図るとともに、適切かつ迅速に対応します。

○取組状況

- ① 清掃指導員や千歳市適正ごみ処理推進員によるパトロールの実施のほか、町内会との情報共有・連携強化を図りながら、排出者が特定できた場合には、適正排出の指導を行っています。
- ② 転入者に対しては、市民課窓口や共同住宅管理会社等を通じて、「千歳市ごみ分別の手引き」、また、外国人に対しては、外国語版の「クリーンシティちとせ簡易版」を配布し、適正なごみ分別及び排出方法の周知を行っています。
- ③ 清掃指導員及び適正ごみ処理推進員によるパトロールのほか、啓発看板やのぼりの設置、年2回の不法投棄防止強化月間の設定による重点パトロールを実施するとともに、警察と連携を図りながら、不法投棄の防止・排出者の特定調査・指導等を行っています。

不適正排出・不法投棄	6年度(件)	前年度(件)	対前年度増減(件)	前年度比(%)
ごみステーション等への投棄	44	69	△ 25	63.8
郊外等への投棄	88	142	△ 54	62.0
計	132	211	△ 79	62.6

- ④ 不法投棄は犯罪であり、刑事罰の対象となることを、広報ちとせ・ホームページ及びクリーンシティちとせ（全戸配布）に掲載し、啓発を行っています。
- ⑤ 不法投棄を発見した場合は、警察や土地管理者などと連携し、不法投棄の抑制・処理について、適正かつ迅速に対応しています。

(1) 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制・再使用

事業者に対し、事業系一般廃棄物の発生抑制・再使用について理解を深めてもらい、施策への協力と循環型社会の構築に関する意識の向上を図ります。

- ① 広報紙・ホームページ等により、3Rに関する情報を提供します。
- ② 減量化と再資源化の動機付け及び排出者責任の明確化を目的として、事業系一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用を、基本的に5年ごとに見直していきます。
- ③ 事業系一般廃棄物の発生抑制と再使用に関する意識啓発と実践を目的に、事業者や一般廃棄物収集運搬業許可業者に、「事業系廃棄物減量マニュアル」を配布し、事業者責務の周知や発生抑制・再使用・再資源化に関する取組事例等の情報提供を行います。
- ④ 事業系一般廃棄物の多量排出事業者に対して、発生抑制の指導を行います。
- ⑤ 事業系一般廃棄物の多量排出事業者に対して、廃棄物減量計画の提出を要請することを検討します。

○取組状況

- ① 広報誌・ホームページ等により、3Rに関する情報提供をしています。
- ② 減量化・再資源化の動機付け及び排出者責任の明確化を目的として、事業系一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用の見直し（令和7年4月）を行いました。
- ③ 事業系廃棄物の発生抑制と再利用に関する意識啓発・実践を目的に、事業者や一般廃棄物収集運搬業許可業者等に「事業系廃棄物減量マニュアル」を配布するなど、事業者責務の周知や発生抑制・再使用・再資源化に関する取組事例等の情報提供を行っています。
- ④ 処理手数料の見直しに併せ、事業系廃棄物の多量排出事業者を訪問し、ごみの発生抑制について、指導を行っています。
- ⑤ 事業系廃棄物の多量排出事業者に対して、廃棄物減量計画の提出要請を検討中で未実施のため今後の課題となります。

5 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の対策 担当係 総務係・廃棄物対策係

(2) 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の分別再資源化の推進

分別及びリサイクルを推進するため、リサイクル意識の啓発を継続して実施します。

- ① 事業系一般廃棄物の分別再資源化を推進するため、排出事業者へ向けた再資源化事業者の紹介などのほか、事業系廃棄物減量マニュアル・広報紙・ホームページなどを通じてリサイクル意識の啓発を図ります。
- ② 一般廃棄物収集運搬業許可業者に、資源の分別収集の重要性について理解を求め、排出事業者に対する助言を行うなど今後も協力を求めています。
- ③ 建設リサイクル法ではリサイクルが義務付けられていない小規模な工事においても、木材やコンクリートくず等の建設廃材のリサイクルが促進されるよう、排出事業者や千歳建設業協会等に対し、同法の精神に則った意識啓発を図ります。
- ④ 再資源化が可能な事業系一般廃棄物及び産業廃棄物については、民間処理施設による再資源化ルートを活用した再資源化を促進します。
- ⑤ 現状で把握できていない民間処理施設における事業系一般廃棄物の再資源化状況について把握に努め、その再資源化量を総再資源化量に反映させます。

○取組状況

排出事業者や一般廃棄物収集運搬業許可業者に対し、法令遵守の徹底を求めるとともに、木材やコンクリートくず等の建設廃材も含め、事業系廃棄物の分別再資源化が促進されるよう、ホームページや「事業系廃棄物減量マニュアル」の配布などを通じて啓発を行っています。

再資源化が可能な事業系廃棄物については、排出業者等に「事業系廃棄物減量マニュアル」を配布して、民間処理施設の活用を促し、再資源化の促進を図っています。